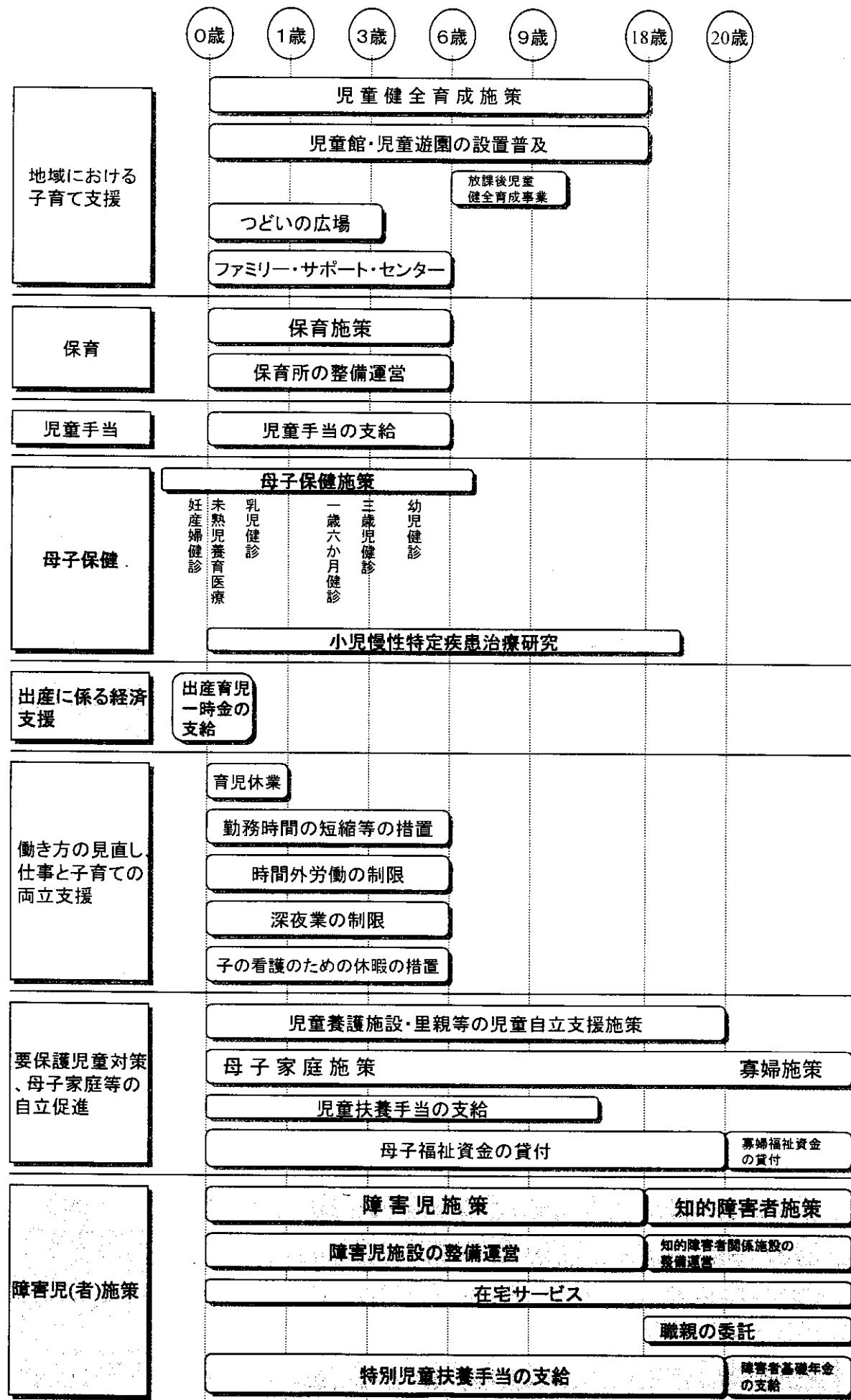


## 資料 4

### 参考資料

○主な子育て関連施策（年齢別）	1
○市町村が実施する主な地域子育て支援事業	2
○保育所利用児童数の増（対前年）及び待機児童数の推移	4
○育児休業給付の概要	5
○保育所と幼稚園の連携の強化に関する取組	6
○保育所と幼稚園との連携事例	7
○保育士・幼稚園教諭の資格について	8
○増大する保育需要に対応するための主な規制緩和	9
○児童手当制度の概要	11
○児童手当の財源内訳	12
○児童手当制度の経緯	13
○児童手当制度の目的に対する主な議論	16
○子育てコストの推計	18
○経済的支援という観点からの児童手当と扶養控除の比較	19
○児童扶養手当制度について	20
○児童扶養手当制度の改正経緯	22

# 主な子育て関連施策（年齢別）



# 市町村が実施する主な地域子育て支援事業

## 【施設における子育て支援事業】

事 業 名	事 業 内 容	委託	平成15年度予算額 (単位:億円)		備 考
一時保育促進事業	保護者の就労形態、疾病・入院、私的な理由等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対して保育を行う。	○	24. 3	4,500か所	新AP
特定保育事業	週2, 3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する。	○	14. 9	11,100人	15年度新規
子育て短期支援事業 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業	保護者の疾病等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を短期間預かる。	○	2. 5	560,000人	
乳幼児健康支援一時預かり事業 (施設型)	病気回復期にある乳幼児を保育所、病院、児童の居宅等において一時的に預かる。	○	11	425市町村	新AP
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校低学年齢児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る	○	74. 3	11,600か所	新AP

(※) 上記のほか、幼稚園における預かり保育(文部科学省所管)を位置づける予定。

## 【居宅における子育て支援事業】

事 業 名	事 業 内 容	委託	平成15年度予算額 (単位:億円)		備 考
子育て短期支援事業 ・家庭訪問支援事業	児童の養育に不安や悩みを抱える家庭に対し、支援員を派遣して適切な育児相談、支援等を行う。	○	0. 2	50か所	
乳幼児健康支援一時預かり事業 (派遣型)	産後の体調不良のため家事や育児が困難な核家族の家庭等に保育士等を派遣して産褥婦や乳児の身の回りの世話や育児を行う。	○	11	425市町村 *再掲	新AP
家庭的保育事業	保育者の居宅において少人数の3歳未満児の保育を行う。	○	6. 3	2,500人	

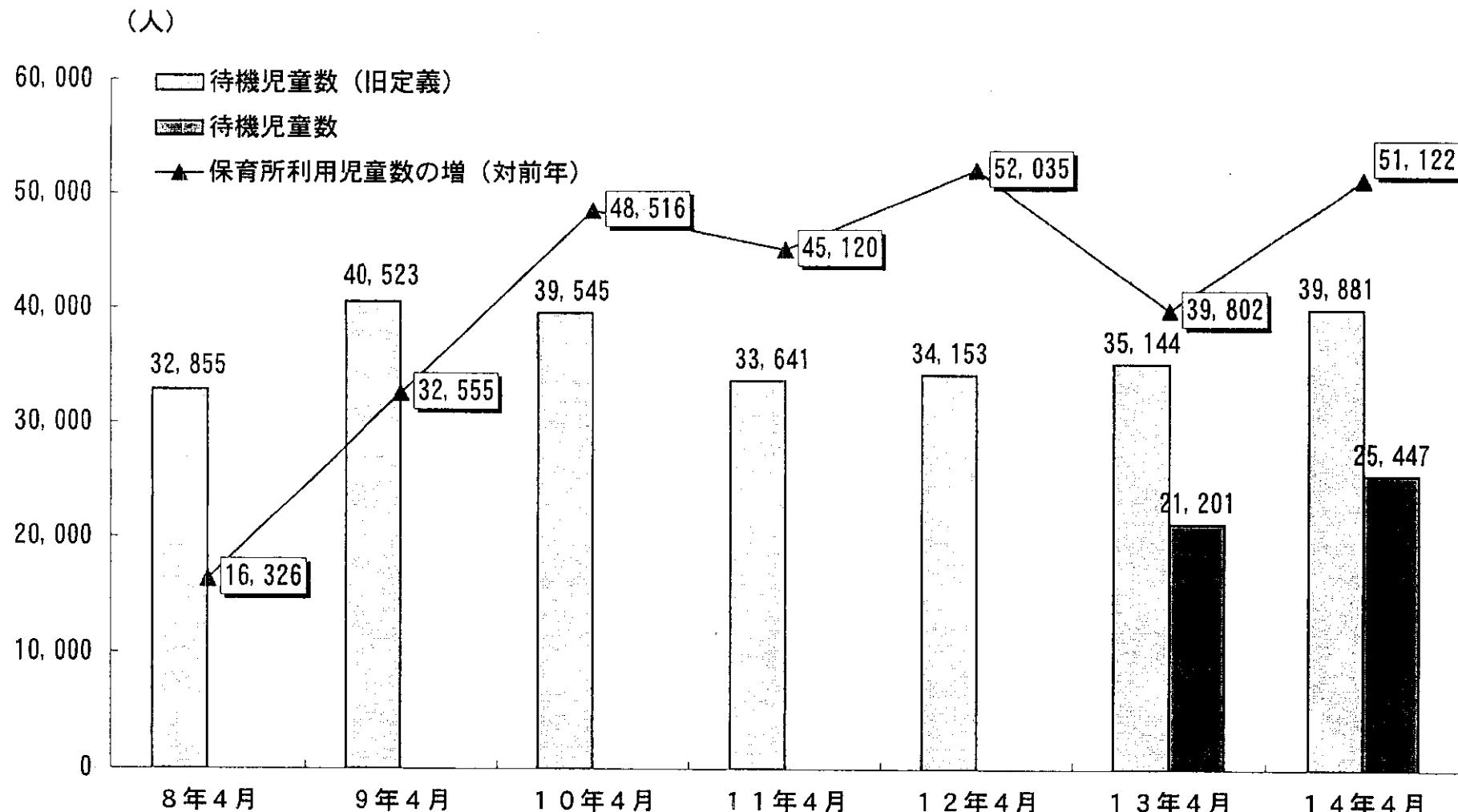
【相談支援事業】

事 業 名	事 業 内 容	委託	平成15年度予算額 (単位:億円)		備 考
地域子育て支援センター事業	子育て家庭等に対する子育て不安等についての相談、子育てサークル等への支援等地域の子育て家庭に対する支援を行う。	○	47.1	2,700か所	新AP
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所までの送迎、帰宅後の援助等育児についての助け合いを支援する。	○	25.5	379か所	新AP
つどいの広場事業	主に乳幼児(0~3歳)をもつ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い、交流できる場を提供する。	○	1.5	85か所	
児童ふれあい交流事業	児童館において、親子の絆を深めるため、絵本の読み聞かせや食事セミナーを開催するなどのプログラムを展開することにより、親子のふれあいの機会を提供する。	○	2.8	698か所	15年度新規 (メニュー事業)
育児等健康支援事業 (乳幼児の育成指導事業等)	育児不安を持っている親や健康診査等で「要経過観察」とされた児童の親に対し、保健センター等において必要な指導を行う。	○	5	1,000市町村	(メニュー事業)

【サービス調整事業】

事 業 名	事 業 内 容	委託	平成15年度予算額 (単位:億円)		備 考
市町村地域子育て支援推進強化事業 (子育て支援総合コーディネート事業)	地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」がインターネット等を活用したサービス利用者への情報提供、ケースマネジメント等の支援を行う。	○	10	635か所	15年度新規 (メニュー事業)

## 保育所利用児童数の増（対前年）及び待機児童数の推移



注1) 平成14年4月1日の待機児童数は2万5千人。

①他に入所可能な保育所があるにも関わらず待機している児童や②地方単独保育事業を利用しながら待機している児童を含めた従来ベースの待機児童数は3万9千人。

注2) 平成14年4月1日の保育所利用児童数は、187万9千人。  
前年同日（182万8千人）から5万1千人（2.8%）増

# 育児休業給付の概要

(平成7年4月1日施行)

## 1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために育児休業給付を支給。(雇用保険法第61条の4、第61条の5)

## 2 具体的内容

### (1) 支給対象事由

被保険者が1歳未満の子を養育するための休業を行う場合に支給する。

### (2) 支給要件

雇用保険の被保険者が育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

### (3) 給付額

休業開始前賃金の40%に相当する額

(平成13年1月1日から25%→40%に引上げ)

※ 育児休業期間中に休業開始前賃金の30%相当額を支給(育児休業基本給付金)し、職場復帰後引き続き6か月間雇用された後に賃金の10%相当額を支給(育児休業者職場復帰給付金)

## 3 財源

保険料(労使折半)、国庫負担(1/8)

## 4 予算規模(平成15年度)

77,768百万円

うち国庫負担 9,721百万円

受給者数見込み71,562人

## 保育所と幼稚園の連携の強化に関する取組

近年の少子化や過疎化の進行により、保育所と幼稚園について、地域の実情に応じた設置・運営が求められており、平成10年以降、施設の共用化、資格の相互取得の促進等の連携を図ってきたところであります。今後とも、引き続き、地域においてすべての児童の健全な育成を推進する観点から、両施設の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。

平成10年

保育所と幼稚園との施設の共用化指針の策定

→ 共用化事例 171件（合築59、併設29、同一敷地内83）（平成14年5月現在）

平成11年

幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改定

平成12年

学校法人による保育所設置を可能に（設置主体制限の撤廃）

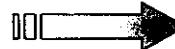
→ 学校法人立保育所 17か所（平成14年10月現在）

平成14年

保育所と幼稚園の連携事例集の作成・情報提供

保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直し

→ 保育士養成施設資格取得者のうち幼稚園教諭免許所有者の割合 83.7%（平成13年度）



これらの取組により、実質的には、既に地域のニーズに応えているものと考えている。

## 保育所と幼稚園との連携事例

◇ 主な取組みの例(「子育てネット((財)こども未来財団)で紹介されている事例)

### ① 保育園と幼稚園の施設の共用化

- ・施設の共用化を実施。遊戯室、運動場、調理室を共用（秋田県井川町）

### ② 保育所と幼稚園の合同活動の実施

- ・運動会、発表会等を合同で実施（福島県会津本郷町、兵庫県太子町、岡山県吉永町・和気町・佐伯町、山口県菊川町、香川県香川町、宮崎県野尻町、名古屋市）
- ・幼稚園・保育所で公開保育を相互に実施（香川県香川町）
- ・幼稚園と保育所が連携し、子育て支援センターで育児講座等を開催（宮崎県野尻町）

### ③ 保育士・幼稚園教員の合同研修及び人的交流

- ・合同研修の実施（福島県会津本郷町、岐阜県大垣市、名古屋市、岡山県吉永町・和気町・佐伯町、東広島市、宮崎県野尻町）
- ・人的交流の推進（宮崎県野尻町）

## 保育士・幼稚園教諭の資格について

- 保育士資格は、保育所のみならず、乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設において児童の保育に従事する者に共通の資格である。
- 幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直しを実施(平成14年4月施行)。
- 今後、保育士資格所有者と幼稚園免許所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得することを促進するための方策について検討を行う(平成15年度中)。

### 【参考】両資格の比較

資 格 取 得	保育士	幼稚園教諭
	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定保育士養成施設卒 平成13年度 32,610人 (うち、幼稚園免許同時取得 27,297人(83.7%))</li><li>・保育士試験合格</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>幼稚園教諭普通免許状</li><li>・専修(大学院(修士)修了)</li><li>・1種(大学卒)</li><li>・2種(短大卒など)</li></ul>
保育所で働く保育士 (幼稚園で働く幼稚園教諭)	249,030人(平成13年10月現在)	108,051人(平成14年5月現在)

# **増大する保育需要に対応するための主な規制緩和**

## **1 定員の弾力化**

- ・4月は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入許容
- ・10月以降は保育士数や部屋面積等の基準内で定員と関わりなく受入許容

## **2 設置主体制限の撤廃**

従前、市町村と社会福祉法人に限定していた保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社、学校法人なども保育所設置が可能に

12年3月～14年10月 株式・有限会社立20件等合計77件

## **3 貸貸方式の許容**

従前、自己所有が原則だった土地建物について民間からの貸与を許容

12年3月～14年10月 土地貸与80件、建物貸与37件

## **4 小規模の保育所の設置促進**

### **①保育所分園の導入（10年）**

平成14年において、分園の定員規制（従前30人未満）及び分園数規制の緩和（従前2まで）、分園のみの民間委託の容認（公立保育所のみ）、分園を活用した夜間保育の容認（開所時間の柔軟化）

10年4月～15年3月 180件

### **②小規模保育所の最低定員を30人から20人に引下げ（12年）**

20人～30人の保育所 12年3月～14年10月 32件

## **5 公設民営方式の促進**

### **①児童福祉法改正により公設民営促進を規定（13年）**

②民間貸与を目的とした自治体による保育所整備を補助対象化、公有財産活用・PFIマニュアルを策定（13年）

14年8月現在累計406件

## **6 家庭的保育事業の導入**

保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う家庭的保育事業を導入、14年度予算においては、補助者を設置した場合の受入可能児童数を拡大（3人→5人）

## **7 待機児童の多い地域における設備基準の弾力化**

- ・園庭は付近の広場や公園で代用可とする扱いを明確化
- ・0、1歳児を受入れる場合の1人当たりの部屋面積を明確化

## **8 防火・避難基準の緩和 (14年)**

- ①保育室等2階設置の場合における準耐火建築物の許容（従前耐火建築物）
- ②保育室等2階以上設置の場合における階段等に係る規制の緩和
- ③スプリンクラー等設置の場合における調理室の防火区画制限の撤廃

## **9 短時間勤務保育士の導入の拡大**

保育士定数に占める短時間勤務保育士（1日6時間又は月20日未満）の割合に係る規制（従前保育士定数の2割）を撤廃（14年）

## **10 会計処理の柔軟化**

- ・保育所施設・設備整備積立金を同一の設置者が設置する他の保育所施設費へ充当することの容認（明確化）
- ・弾力支出の拡大（賃借料、送迎用駐車場の借上げなど）
- ・配当については民間施設給与等改善費の性格上、支給しないことの明確化

※ 保育サービスの量的拡充を進める一方、サービスの質の確保のため、14年度から保育所第三者評価システムを導入